

産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）FAQ

(01) 総論

01-01	産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)とはどのような制度ですか。
01-02	産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)は労働者個人に支給されるものですか。
01-03	雇用保険の適用事業所でない場合でも、産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)の対象となりますか。
01-04	在籍型出向を行う際の必要な準備事項や留意点はありますか。

(02) 事業主の要件

02-01	事業所設置後1年未満の事業主は対象となりますか。
02-02	出向労働者を出向先事業所から復帰させたあとに、再度同一または別の事業所に出向させる場合、助成対象となりますか。
02-03	出向元事業所で雇用する労働者を解雇した場合は、助成対象になりますか。
02-04	出向先事業所の雇用指標の要件(雇用量要件)について教えてください。
02-05	個人事業主は中小企業に含まれますか。
02-06	国の機関や自治体に出向させる場合も対象となりますか。
02-07	NPO等で職員等の賃金に公費が支払われている事業主についてはどのように取り扱われるのですか。
02-08	出向元事業主と出向先事業主の独立性について、具体的にどう判断するのですか。
02-09	事業主が雇用保険に加入していませんが、労災保険に加入していれば対象になりますか。
02-10	労働保険料滞納事業主は対象になりますか。
02-11	労働関係法令違反(送検等)事業主は対象になりますか。
02-12	不正受給をした、又はしようとした事業主は対象になりますか。
02-13	出向先事業所の雇用指標の比較は、雇用保険適用事業所単位または企業単位のどちらで行うのでしょうか。
02-14	出向先事業所において、労働者を休業・出向等をさせている場合、助成対象となりますか。
02-15	出向の終了後、出向労働者を別の事業所で就労させた場合、助成対象となりますか。
02-16	出向の終了後、出向労働者が退職した場合は助成対象となりますか。

(03) 出向労働者の要件

03-01	助成金の対象となるのは、どのような労働者でしょうか。
03-02	雇用したばかりの人や採用後、1日も勤務していない人が出向する場合も対象になりますか。
03-03	「出向元事業主に引き続き被保険者として雇用された期間が6か月」について教えてください。
03-04	労働者が副業・兼業した場合も対象になりますか。
03-05	自営業者、個人事業主、フリーランスも対象になりますか。
03-06	自分(社長)の子どもを他の労働者と同じ条件で雇用しています。雇用契約書は交わしていませんが助成金の対象になりますか。

(04) 出向の要件

04-01	対象となる「出向」はどのようなものですか。
04-02	企業グループ内の出向も対象になりますか。
04-03	出向中の賃金が出向前の賃金を下回った場合、助成対象となりますか。
04-04	産業雇用安定センターを介さずに実施した出向は産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)の対象となりますか。
04-05	出向先事業主が出向労働者の賃金を全額負担する場合についても、助成対象となりますか。
04-06	1週間のうち特定の曜日は出向先事業所で勤務し、残りの曜日を出向元事業所で勤務する場合も対象になりますか。
04-07	出向元事業主と雇用関係が終了する形態の出向(移籍型出向)も対象となりますか。 また、当初は在籍型出向で、出向期間終了後に移籍型出向になった場合は対象になりますか。
04-08	在籍型出向が終了した後、出向元事業所に復職する予定であったが、退職した場合は対象になりますか。
04-09	出向契約期間が2年間の場合、助成対象となるのは最初の1年間だけですか。
04-10	出向期間中の税務や社会保険・労働保険の取扱はどうすればよいでしょうか。
04-11	出向契約は労働者と結ぶのでしょうか。
04-12	当社では就業規則に出向規定を設けているため、出向に際して労働者の個別の合意は不要ではないでしょうか。
04-13	同一の出向労働者を同一期間に複数の出向先に出向させることはできますか。(月～水曜日はA社、木～金曜日はB社など)
04-14	出向期間が6ヶ月である出向実施計画届を提出して出向を開始しましたが、途中で出向が終了した場合助成対象となるのでしょうか。
04-15	日給・歩合制で賃金を支払っている事業所の場合、「労働日に通常支払われる1時間当たりの賃金の額」の計算方法を教えてください。

(05) 出向復帰後の賃金を上昇させることの要件

05-01	賃金が増えていることを確認する際の賃金にはどのような賃金が含まれるのでしょうか。 また、通勤手当・住居手当・残業代を含めてよいでしょうか。
05-02	出向復帰後初めて到来する賃金支払日に支払われる賃金に、出向中の賃金が含まれている場合は、出向復帰後1か月目の賃金をどのように計算すればよいのでしょうか。
05-03	出向復帰後6か月間の賃金のうち、出向前賃金と比較して5%以上上昇していない月が一月でもあった場合は、助成対象とならないのでしょうか。
05-04	「毎月決まって支払われる賃金」を5%以上上昇させる代わりに、「毎月決まって支払われる賃金」以外の諸手当等の額を引き下げました。この場合は助成対象となりますか。
05-05	出向復帰後に賃金を5%以上上げる要件には定期昇給による賃上げも含まれますか。

(06) 助成対象、助成内容

06-01	助成額の計算方法を教えてください。
06-02	1人の出向労働者が助成を受けられる限度となる期間はありますか。
06-03	支給限度額はありますか。
06-04	本助成金の支給を700万円受けた後に、同一の年度にさらに500万円分の支給申請書を提出した場合、支給を受けることができますか。
06-05	支給対象期間中の対象労働者の賃金に社会保険料・労働保険料の事業主負担分は含まれますか。

06-06	支給対象期間中の対象労働者の賃金には、毎月支給される通勤手当・住居手当・残業代を含めてよいでしょうか。
06-07	業務提携先の事業所に出向する場合は助成金の対象となりますか。
06-08	出向労働者が出向先事業所での業務をテレワークで行う場合は助成対象となりますか。
06-09	同一法人間の出向も、出向元事業所と出向先事業所の雇用保険適用事業所番号が異なる場合は助成対象となりますか。
06-10	就業規則に規定されていない諸手当について、出向元事業主または出向先事業主が出向労働者に賃金(社会保険料は除く)として支払った(負担した)額に含めてよいでしょうか。
06-11	特別休暇(有給休暇を除く。)を取得した日は、労働日として助成対象となりますか。

(07) 手続き等

07-01	出向実施計画届は事業所ごとの届出ですか。あるいは法人ごとの届出ですか。出向先が複数ある場合は、計画届をそれぞれ作成する必要がありますか。
07-02	出向実施計画届はいつまでに提出する必要がありますか。
07-03	出向実施計画届に記載できる対象労働者の出向時期を教えてください。
07-04	スキルアップ計画は出向労働者ごとに作成する必要がありますか。
07-05	産業雇用安定助成金の申請(スキルアップ支援コース)には、どのような書類が必要ですか。添付書類も教えてください。
07-06	支給申請は、事業所ごとの申請ですか。あるいは法人ごとの申請ですか。
07-07	支給申請期限はありますか。
07-08	支給申請書などの様式はどこでもらえますか。
07-09	出向実施計画届や支給申請書の書き方は何を参考にしたらいいですか。
07-10	社会保険労務士が代理申請する場合に委任状が必要ですか。
07-11	労働者代表選任届の代表者の選任方法を教えてください。
07-12	会社の所在地は、〇〇県〇〇市ですが、助成金の詳しい問い合わせや支給申請はどこに行えばいいですか。
07-13	支給申請を行った後、助成金が支払われるまでにどれくらいかかりますか。
07-14	出向実施計画届や支給申請書は、労働局やハローワークに出向いて提出しなければなりませんか。郵送やオンラインで提出できますか。
07-15	支給申請書を提出した後、労働局やハローワークから連絡や調査があるのでしょうか。
07-16	支給申請の結果はどのように連絡がきますか。
07-17	助成金はどのように受け取るのですか。出向元事業主と出向先事業主にそれぞれ支給されるのでしょうか。
07-18	出向の予定が出向実施計画届の内容から変更になりました。何か手続きは必要ですか。
07-19	変更届を提出する際に、併せて提出が必要な書類はありますか。

07-20	土日祝や年末年始が申請期限の場合、いつまでに申請書を提出すればいいでしょうか。
07-21	相談や申請手続きは、各都道府県の(公財)産業雇用安定センターが窓口になりますか。
07-22	各種申請書類や添付書類について、資料が多数あるためCSVやデータでの提出でもよいでしょうか。
07-23	出向実施計画届の提出または支給申請書の申請に必要な添付書類は全て原本を提出する必要がありますか。
07-24	出向に係る本人同意書について、本人が同意書に署名しない場合は、申請できないのでしょうか。
07-25	出向実施計画届を提出後に労働局やハローワークから受領書等は送付されますか。
07-26	出向元事業主および出向先事業主双方とも支給要件を満たすものの、いずれかが助成金の支給申請を行わずに、出向元事業主または出向先事業主の一方のみが助成を受けることはできますか。

(08)その他

08-01	労働者のスキルアップを在籍型出向により行いたいが出向先が見つからない場合、どこに相談したらいいですか。
08-02	産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)の手続きに必要なので、金融機関の暗証番号を教えてくださいという電話がかかってきたのですが、どうしたらよいですか。
08-03	産業雇用安定助成金(災害特例人材確保支援コース)との違いについて教えてください。
08-04	他の雇用関係助成金との併給はできますか。
08-05	産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)は課税対象となりますか。
08-06	「出向に係る本人同意書」を事業主から渡され、サインするように言われましたが、当該出向について事業主から説明を受けておらず、承諾をしていません。この場合、どこに相談すればよいでしょうか。
08-07	出向元事業所や出向先事業所が出向期間中に別の事業主に事業譲渡された場合は、産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)の申請はできないのでしょうか？

(01) 総論

令和8年4月8日版

設問番号	設問	
01-01	産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)とはどのような制度ですか。	労働者のスキルアップを在籍型出向により行うとともに、当該出向から復帰した際の賃金を出向前と比較して上昇させた場合に、出向元事業主及び出向先事業主の双方に対して助成する制度です。 ○助成内容: 労働者の出向中の賃金のうち、出向元事業主及び出向先事業主が負担した額の一部を最長1年まで助成 【助成率】大企業:1/2、中小企業:2/3 【上限額】1人1日あたり8,870円(令和7年8月1日現在の雇用保険の基本手当日額の最高額であり、当該日額が改正された場合に、合わせて変更されます。) また、一事業所あたり、一の年度に1,000万円が上限です。
01-02	産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)は労働者個人に支給されるものですか。	産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)は在籍型出向を行う出向元事業主及び出向先事業主に対して支払われるものであり、労働者個人には支給されません。また、労働者のスキルアップを目的とするため、社長や役員、自営業の家族従事者など雇用者でない者は助成の対象となりません。
01-03	雇用保険の適用事業所でない場合でも、産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)の対象となりますか。	産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)は、出向元事業所と出向先事業所がともに雇用保険の適用事業所であり、出向労働者が雇用保険の被保険者でなければ対象となりません。
01-04	在籍型出向を行う際の必要な準備事項や留意点はありますか。	在籍型出向を行う際の必要な準備事項や留意点などをまとめた「在籍型出向「基本がわかる」ハンドブック」を作成しています。管轄する都道府県労働局又はハローワーク(お問い合わせ先は、産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)ホームページの「助成金の支給申請窓口の一覧」をご参照ください。)の助成金担当窓口で配布しているほか、厚生労働省のホームページからダウンロードできます。 https://www.mhlw.go.jp/content/000739527.pdf

(02) 事業主の要件

令和8年4月8日版

設問番号	設問	
02-01	事業所設置後1年未満の事業主は対象となりますか。	産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)は、事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象としていますが、出向計画の各労働者ごとに、出向開始日の前日時点で、当該労働者が出向元事業主に雇用保険被保険者として6か月以上継続して雇用されている必要があります。(※設問番号03-03もあわせて参照してください。)
02-02	出向労働者を出向先事業所から復帰させたあとに、再度同一または別の事業所に出向させる場合、助成対象となりますか。	助成金の支給は、1人あたり1回までです。そのため、出向労働者について既に助成金の支給を受けている場合、再度の出向については助成対象となりません。
02-03	出向元事業所で雇用する労働者を解雇した場合は、助成対象になりますか。	出向労働者の出向開始日の前日から起算して6か月前の日から支給申請書の提出日までの間(以下「基準期間」といいます。))に、当該事業所において雇用する雇用保険被保険者(雇用保険法第38条第1項に規定する「短期雇用特例被保険者」及び同法第43条第1項に規定する「日雇労働被保険者」を除く。)を事業主都合で解雇等(労働者の責めに帰すべき理由による解雇、天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能となったことによる解雇以外の解雇に勤奨退職等を加えたものであって、雇用保険被保険者資格喪失の確認の際に喪失原因が「3」と判断されるもの。)している場合は助成対象となりません。また、基準期間に、雇用保険法第23条第1項に規定する「特定受給資格者」となる離職理由のうち離職区分1A又は3Aとされる離職理由により離職した者として受給資格の決定がなされたものの数が、対象労働者の出向開始日における雇用保険被保険者数に対して6%を超える場合(基準期間に、特定受給資格者として受給資格の決定を受けた者の数が、3人以下である場合を除く)は助成対象となりません。労働契約期間の満了による離職であっても、離職時の状況によっては解雇等とみなされる場合があります。当該期間に離職者がいる場合は、ご注意ください。詳細については、管轄のハローワークにお問い合わせください。
02-04	出向先事業所の雇用指標の要件(雇用量要件)について教えてください。	出向先事業所について、雇用保険被保険者や受け入れている派遣労働者の雇用指標の最近3か月間(計画届を提出する月の前月から前々々月まで)の月平均値が、前年同期比で一定程度(※)減少していない場合に助成対象となります。ただし、比較する3か月間がない場合に限り、「計画届を提出した月の前月」の値を「2か月～1年前の間のいずれかの月」の値と比較する方法でも差し支えありません。(※比較に用いる月は、雇用保険適用事業所となっており、その期間を通じて雇用保険被保険者である従業員がいることが必要となります) (※)具体的な要件は以下のとおりです。 ・大企業の場合は、前年同期と比べ5%を超えかつ6名以上減少していないこと ・中小企業の場合は、前年同期と比べ10%を超えかつ4名以上減少していないこと (例)中小企業(雇用保険適用事業所設置1年以上) 計画届提出日 令和8年4月15日の場合 【ケース1】 最近3ヶ月間(令和8年1月～3月)の雇用指標 95 前年同期(令和7年1月～3月)の雇用指標 100 5%(5名)減少 ⇒5名減少しており4名以上減少しているが、5%減少であり10%を超えて減少していないため、助成対象となる。 【ケース2】 最近3ヶ月間(令和8年1月～3月)の雇用指標 85 前年同期(令和7年1月～3月)の雇用指標 100 15名(15%)減少 ⇒10%を超える減少であり、かつ4名以上の減少のため、助成対象とはならない。

(02) 事業主の要件

令和8年4月8日版

設問番号	設問																	
02-05	個人事業主は中小企業に含まれますか。	<p>大企業以外の企業を中小企業と定義しているため、個人事業主は中小企業に含まれます(なお、産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)の支給対象となるのは雇用保険適用事業所となっている事業所に限ります。) <u>なお、中小企業とは、次に該当する企業をいいます。</u></p> <table border="1" data-bbox="1153 268 2049 399"> <tr> <td>小売業(飲食店を含む)</td> <td>資本金</td> <td>5,000万円以下または従業員</td> <td>50人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>資本金</td> <td>5,000万円以下または従業員</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>資本金</td> <td>1億円以下または従業員</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>その他の業種</td> <td>資本金</td> <td>3億円以下または従業員</td> <td>300人以下</td> </tr> </table>	小売業(飲食店を含む)	資本金	5,000万円以下または従業員	50人以下	サービス業	資本金	5,000万円以下または従業員	100人以下	卸売業	資本金	1億円以下または従業員	100人以下	その他の業種	資本金	3億円以下または従業員	300人以下
小売業(飲食店を含む)	資本金	5,000万円以下または従業員	50人以下															
サービス業	資本金	5,000万円以下または従業員	100人以下															
卸売業	資本金	1億円以下または従業員	100人以下															
その他の業種	資本金	3億円以下または従業員	300人以下															
02-06	国の機関や自治体に出向させる場合も対象となりますか。	<p>国の機関や自治体への出向については、出向労働者の受け入れにあたり、公正な選考をはじめとする関係法令の遵守、出向労働者の任用形態等を勘案して出向元事業主が助成対象となるか判断します。(出向先の国の機関や自治体は助成対象となりません。)具体的な判断にあたっては管轄する都道府県労働局又はハローワーク(お問い合わせ先は、産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)HPの「助成金の支給申請窓口の一覧」をご参照ください。)にお問い合わせください。</p>																
02-07	NPO等で職員等の賃金に公費が支払われている事業主についてはどのように取り扱われるのですか。	<p>交付金や委託費等により、地方公共団体等から明確に人件費が支払われている労働者については、賃金の支払い等事業主における負担がないことから、産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)の対象とはなりません。しかしながら、自前事業による収入から賃金を支払っている労働者については、要件を満たせば産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)の対象となる可能性があります。その確認については、精算書類等で確認させていただきます。</p>																
02-08	出向元事業主と出向先事業主の独立性について、具体的にどう判断するのですか。	<p>親会社と子会社間の出向や、代表取締役が同一人物である企業間の出向など、資本的、経済的、組織的関連性等からみて、出向元事業主と出向先事業主の間で独立性が認められない場合は助成対象となりません。 両法人間における出資等の状況が次のイ又はロのいずれかに該当する場合は、両法人間に独立性がないものと判断とします。 イ 資本金の50%を超えて出資していること。 ロ 取締役会の構成員について、次のいずれかに該当すること。 (イ)代表者が同一人物であること。 (ロ)両法人の取締役を兼務している者が、いずれかの会社について過半数を占めていること。</p> <p>(※)なお、上記イ又はロに該当しない場合であっても、その他の資本的・経済的・組織的関連性等から見て独立性の有無を判断します。例えば、次の観点等を踏まえて判断します(ハ〜リのうちいずれか1つに該当したことをもって直ちに独立性がないと判断するものではありません。)。詳しくは、労働局やハローワークにお問い合わせください。お問い合わせ先は、産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)HPの「助成金の支給申請窓口の一覧」をご参照ください。 ハ 出資について、50%以下であるが相当程度の割合の出資を行っていること。 ニ 取締役会の構成員について、次のいずれかに該当すること。 (イ)代表者が親子、兄弟等近親者であること。 (ロ)一方の会社の代表者が他方の会社の取締役を兼務していること。 (ハ)両方の会社の取締役を兼務する者が複数いること。 ホ 人事、経理、労務管理、労働条件等の決定に関与していること。 ヘ 人的交流が恒常的に密であること。 ト 場所的に業務遂行の区別が不明確であること。 チ 連結決算の方法がとられていること。 リ 常時50%を超える取引が行われていること。 ※ 出向元事業主と出向先事業主が同一の親会社の子会社である場合については、出向元事業主の親会社からの出資割合と出向先事業主の親会社からの出資割合を乗じて得た割合により、イ及びハに該当するか否か判断します。</p>																
02-09	事業主が雇用保険に加入していませんが、労災保険に加入していれば対象になりますか。	雇用保険と労災保険のいずれにも加入している必要があります。																
02-10	労働保険料滞納事業主は対象になりますか。	支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度における労働保険料の滞納がある事業主には、産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)は支給されません。																

(02) 事業主の要件

令和8年4月8日版

設問番号	設問	
02-11	労働関係法令違反(送検等)事業主は対象になりますか。	支給申請日の前日から起算して過去1年において、労働関係法令違反により送検処分を受けている事業主には、産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)は支給されません。
02-12	不正受給をした、又はしようとした事業主は対象になりますか。	以下のいずれかに該当する事業主には、産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)は支給されません。 ①平成31年3月31日以前に申請した雇用関係助成金について不正受給による不支給決定や支給決定の取消しを受けたことがあり、当該不支給決定日または支給決定取消日から3年を経過していない。 ②平成31年4月1日以降に申請した雇用関係助成金について不正受給による不支給決定や支給決定の取消しを受けたことがあり、当該不支給決定日または支給決定取消日から5年を経過していない。 ③平成31年4月1日以降に申請した雇用関係助成金について不正受給に関与した役員等があり、当該不正受給による不支給決定日または支給決定取消日から5年を経過していない(返納金を完納していない場合を含む)。
02-13	出向先事業所の雇用指標の比較は、雇用保険適用事業所単位または企業単位のとどちらで行うのでしょうか。	雇用保険適用事業所単位で判断します。
02-14	出向先事業所において、労働者を休業・出向等をさせている場合、助成対象となりますか。	出向先事業所において、産業雇用安定助成金(災害特例人材確保支援コース(出向元事業主の場合に限る)、雇用調整助成金又は通年雇用助成金(事業所内就業及び事業所外就業、休業、職業訓練)の支給を受けるまたは受けようとしている場合は、出向元事業所及び出向先事業所は産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)の助成対象とはなりません。
02-15	出向の終了後、出向労働者を別の事業所で就労させた場合、助成対象となりますか。	対象労働者を、出向終了日の翌日から起算して6か月が経過する日までの間に出向、派遣、請負等により出向元事業所以外の事業所に就労させた場合は支給対象となりません。
02-16	出向の終了後、出向労働者が退職した場合は助成対象となりますか。	助成対象となるためには、出向労働者を出向終了日の翌日から起算して6か月が経過する日を超えて継続して雇用している必要があります。 また、上記を満たす場合でも、対象労働者を、当該6か月を超えた日以降支給決定時までの間に、事業主都合による解雇等(労働者の責めに帰すべき理由による解雇、天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能となったことによる解雇以外の解雇に勧奨退職等を加えたものであって、雇用保険被保険者資格喪失の確認の際に喪失原因が「3」と判断されるもの。)した場合は助成対象となりません。 ただし、出向終了日の翌日以降において事業主都合以外の理由により対象労働者が離職した場合は、助成対象となる可能性があります。

(03) 出向労働者の要件

令和8年4月8日版

設問番号	設問	
03-01	助成金の対象となるのは、どのような労働者でしょうか。	<p>出向労働者が雇用保険被保険者であれば対象となります。 ただし、雇用保険被保険者であっても以下の①～⑨のいずれかに該当する場合は対象となりません。</p> <p>①期間の定めのある労働契約を締結している方(有期契約労働者) ②出向開始日の前日時点において、出向元事業主に引き続き被保険者として雇用された期間が6か月未満である方 ③解雇を予告されている方、退職願を提出した方、事業主による退職勧奨に応じた方(離職の日の翌日に安定した職業に就くことが明らかな方を除きます) ④雇用保険法第37条の5第1項の申出をして高年齢被保険者となった者(特例高年齢被保険者。複数の事業主に雇用される65歳以上の労働者について、本人の申出に基づき、雇用保険の高年齢被保険者となることのできるもの。) ⑤日雇労働被保険者 ⑥本助成金の支給にあたり、事業主間の関係性において独立性が認められない事業主※から、当該事業主において雇用される労働者に該当しない者として雇用保険被保険者にならない者(役員、同居の親族、個人事業主等)を労働者として雇い入れた場合の当該労働者(※独立性の判断は設問番号02-08をご確認ください。) ⑦自社において雇用される労働者に該当しないものとして雇用保険被保険者にならない者(役員、同居の親族、個人事業主等)を2以上の事業主間(事業主の関係性は問わない)で相互に交換し雇い入れ、相互に労働者となっている場合の当該すべての労働者 ⑧出向開始日の前日から起算して3年前の日から、当該出向開始日の前日までの間のいずれかの日において、雇用関係、出向、派遣、請負、委任等により、出向先事業所において就労したことがある者 ⑨出向開始日の前日から起算して6か月前の日から当該出向開始日の前日までの間のいずれかの日において、出向元事業主の事業活動の一環として出向、派遣、請負等により出向元事業所以外の事業所において就労したことがある者</p>
03-02	雇用したばかりの人や採用後、1日も勤務していない人が出向する場合も対象になりますか。	新規採用者など、出向元事業主に雇用保険被保険者として継続して雇用されている期間が6か月未満の労働者を出向させた場合は、助成の対象とはなりません。
03-03	「出向元事業主に引き続き被保険者として雇用された期間が6か月」について教えてください。	出向計画の各労働者ごとの出向開始日の前日時点で、当該労働者が出向元事業主に雇用保険被保険者として6か月以上継続して雇用されている必要があります。
03-04	労働者が副業・兼業した場合も対象になりますか。	産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)は、スキルアップを目的として、在籍型出向を助成対象とするものであり、労働者が個人の判断で実施する副業・兼業の場合は、助成対象なりません。
03-05	自営業者、個人事業主、フリーランスも対象になりますか。	産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)は、雇用保険被保険者のスキルアップを在籍型出向により行う事業主を支援することを目的としているため、自営業者、個人事業主、フリーランスの方は対象なりません。
03-06	自分(社長)の子どもを他の労働者と同じ条件で雇用しています。雇用契約書は交わしていませんが助成金の対象になりますか。	個人事業主と同居している親族は、原則雇用保険被保険者とならないため、支給対象なりません。ただし、就業実態が、雇入時に労働条件を明示した書面、出勤簿、給与簿、給与の支払い実態などによって他の労働者と同様に管理され、事業主と利益を一にする地位にないと確認されれば、雇用保険被保険者となり対象となり得ます。

(04) 出向の要件

令和8年4月8日版

設問番号	設問	
04-01	対象となる「出向」はどのようなものですか。	<p>本助成金の対象となる「出向」は、以下の①～⑬のすべてを満たす必要があります。</p> <p>①出向先事業所で従事する業務が、次のaからd（労働者派遣事業における適用除外業務）のいずれにも該当しないこと。 a 港湾運送業務 b 建設業務 c 警備業務 d 病院等における医療関係の業務</p> <p>②労働者のスキルアップを目的として行われる出向であって、雇用調整、経営指導・技術指導又は人事交流等を目的として行われるものではなく、かつ、労働者を交換しあうものではないこと。 （※例えば、出向元事業所において出向労働者が従事していた業務について、出向先事業所に委託・請負等を行った上で、出向労働者が当該業務を出向先事業所において引き続き行うこととなるものなどは本要件に当たると解されます。）</p> <p>③労使間の協定によるものであること。 ④出向労働者の同意を得たものであること。 ⑤出向元事業主と出向先事業主との間で締結された契約によるものであること。 ⑥出向元事業主と出向先事業主が、資本的、経済的、組織的関連性等からみて、独立性が認められること。 （※独立性の判断は設問番号02-08をご確認ください。） ⑦出向計画に基づいて実施されるものであること。 ⑧労働者ごとの出向期間が1か月以上2年以内であって、終了後に出向元事業所に復帰するものであること。 ⑨出向元事業主または出向先事業主が出向労働者の出向中の賃金の全部または一部を負担していること。 ⑩出向労働者に出向前に支払っていた賃金以上の賃金を支払うものであること。 （※具体的な計算方法は設問番号04-03をご確認ください。） ⑪出向元事業所から出向先事業所に出向させ、かつ、当該出向先事業所において就労することとなるものであること。また、当該出向労働者について、同一出向期間内で異なる2つ以上の出向先事業所において就労するものでないこと。 ⑫労働組合等によって出向の実施状況について確認を受けること。 ⑬出向元事業主および出向先事業主の双方がそれぞれ支給要件を満たすこと。</p>
04-02	企業グループ内の出向も対象になりますか。	<p>親会社と子会社の間の出向や、代表取締役が同一人物である企業間の出向など、資本的、経済的、組織的関連性等からみて、出向元事業主と出向先事業主との間で独立性が認められない場合は助成対象となりません。出向元事業主と出向先事業主の独立性についての具体的な判断方法は設問番号02-08をご確認ください。</p>
04-03	出向中の賃金が出向前の賃金を下回った場合、助成対象となりますか。	<p>本助成金の支給対象となる支給対象期間中の出向労働者の賃金については、出向前の賃金以上の額であることが必要です。具体的には、出向前の賃金(A)に対する支給対象期の賃金(B)の割合が、100%以上である必要があります。</p> <p>(A) 出向開始日前1週間の総所定労働時間数/出向開始日前1週間の総所定労働日数 × 出向開始日の直前の労働日に通常支払われる1時間当たりの賃金の額 (B) 支給対象期間末日以前1週間の総所定労働時間数/支給対象期末日以前1週間の総所定労働日数 × 支給対象期の末日の労働日に通常支払われる1時間当たりの賃金の額</p> <p>なお、これらの計算については、支給申請書類の「様式第56号(34) 支給対象労働者別支給額算定調書」2③1②欄で求めることができます。ただし、出向開始前6か月間の賃金を合理的な理由なく引き下げる場合は助成対象となりません。</p>
04-04	産業雇用安定センターを介さずに実施した出向は産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)の対象となりますか。	<p>出向成立の経路は問いません。そのため、産業雇用安定センターを介さずに成立した出向も助成対象となります。</p>
04-05	出向先事業主が出向労働者の賃金を全額負担する場合についても、助成対象となりますか。	<p>出向先事業主が出向労働者の賃金の全額を負担する場合についても助成対象となります。逆に、出向元事業主が出向労働者の賃金の全額を負担する場合についても助成対象となります。</p>

(04) 出向の要件

令和8年4月8日版

設問番号	設問	
04-06	1週間のうち特定の曜日は出向先事業所で勤務し、残りの曜日を出向元事業所で勤務する場合も対象になりますか。	出向期間中に出向先と出向元の両方で勤務を行う場合も助成対象となります(これを「部分出向」といいます)。ただし、出向先事業所で勤務を行う日と同じ日に出向元事業所においても勤務を行う場合や、出向期間中の1か月ごとの出向先事業所で勤務する日数が、出向元事業所において出向を行う前の1か月の所定労働日数の半分未満であるものは、助成対象となりません。
04-07	出向元事業主と雇用関係が終了する形態の出向(移籍型出向)も対象となりますか。また、当初は在籍型出向で、出向期間終了後に移籍型出向になった場合は対象になりますか。	出向から復帰しない場合は支給対象となりません。
04-08	在籍型出向が終了した後、出向元事業所に復職する予定であったが、退職した場合は対象になりますか。	出向から復帰しない場合は支給対象となりません。
04-09	出向契約期間が2年間の場合、助成対象となるのは最初の1年間だけですか。	出向契約期間が2年間であっても助成対象となりますが、一の計画届における対象労働者の助成金の支給対象となる期間は、当該対象労働者の出向開始日から起算して1年が経過する日(当該日までに「出向」が終了する場合は当該出向の終了日)までの期間となります。
04-10	出向期間中の税務や社会保険・労働保険の取扱はどうすればよいでしょうか。	出向労働者の給与に関する税務や社会保険・労働保険における取扱い、個別の出向契約の内容によって異なります。詳細については「在籍型出向「基本がわかる」ハンドブック」をご参照ください。「在籍型出向「基本がわかる」ハンドブック」は管轄する都道府県労働局又はハローワーク(お問い合わせ先は、産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)ホームページの「助成金の支給申請窓口の一覧」をご参照ください。)の助成金担当窓口で配布しているほか、厚生労働省のホームページからダウンロードできます。 https://www.mhlw.go.jp/content/000739527.pdf
04-11	出向契約は労働者と結ぶのでしょうか。	出向前に出向元事業主と出向先事業主の間で出向契約を結んでいただく必要があります。詳細については「在籍型出向「基本がわかる」ハンドブック」をご参照ください。「在籍型出向「基本がわかる」ハンドブック」は管轄する都道府県労働局又はハローワーク(お問い合わせ先は、産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)ホームページの「助成金の支給申請窓口の一覧」をご参照ください。)の助成金担当窓口で配布しているほか、厚生労働省のホームページからダウンロードできます。 https://www.mhlw.go.jp/content/000739527.pdf
04-12	当社では就業規則に出向規定を設けているため、出向に際して労働者の個別の合意は不要ではないでしょうか。	産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)の支給を受けるに当たっては、出向労働者本人が出向することについて同意していることが必要です。同意については出向実施計画届の提出時に書面で確認を行います。
04-13	同一の出向労働者を同一期間に複数の出向先に出向させることはできますか。(月～水曜日はA社、木～金曜日はB社など)	同一の出向労働者が同一の出向期間内に複数の事業所へ出向を行う場合は助成対象となりません。
04-14	出向期間が6ヶ月である出向実施計画届を提出して出向を開始しましたが、途中で出向が終了した場合助成対象となるのでしょうか。	出向開始日から起算して1か月が経過する日以降に出向が終了した場合は助成対象となります(ただし、出向復帰後の労働者に対して支払う出向復帰後6か月間の各月の賃金を、出向前の賃金と比較して、それぞれ5%以上上昇させていることが必要です)。出向開始日から起算して1か月が経過する前に出向が終了した場合は支給対象となりません。なお、出向が途中で終了した場合、出向実施計画変更届の提出は不要です。
04-15	日給・歩合制で賃金を支払っている事業所の場合、「労働日に通常支払われる1時間当たりの賃金の額」の計算方法を教えてください。	それぞれ次の計算方法になります。 (日給) その金額を1日の所定労働時間数(日によって所定労働時間数が異なる場合には、1週間における1日平均労働時間数)で除して得た金額になります。 (歩合制) 賃金算定期間(賃金締切日がある場合には、賃金締切期間)において歩合制によって算定された賃金の総額を当該賃金算定期間における総労働時間で除して得た金額になります。

(05)出向復帰後の賃金を上昇させることの要件

令和8年4月8日版

設問番号	設問	
05-01	賃金が増していることを確認する際の賃金にはどのような賃金が含まれるのでしょうか。また、通勤手当・住居手当・残業代を含めてよいのでしょうか。	<p>賃金が増していることを確認する際の賃金には「毎月決まって支払われる賃金」を用います。「毎月決まって支払われる賃金」とは、時間外手当及び休日手当を除いた、毎月決まって支払われる基本給及び諸手当をいいます(労働協約、就業規則又は労働契約等において明示されているものに限ります。)</p> <p>なお、諸手当には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月ごとに支払われるか否かが変動するような諸手当(時間外手当(固定残業代を含む)、休日手当、夜勤手当、出張手当、精皆勤手当、報奨金等) ・労働と直接的な関係が薄く、当該労働者の個人的事情により支給される手当(家族手当(扶養手当)、通勤手当、別居手当、子女教育手当、皆勤手当、住宅手当等) <p>は含まれないため、通勤手当・住居手当・残業代は通常、諸手当に含まれませんが、手当の名称に関わらず実態により判断します。諸手当に含まれるかの判断については管轄する都道府県労働局又はハローワーク(お問い合わせ先は、産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)HPの「助成金の支給申請窓口の一覧」をご参照ください。)にご相談ください。</p>
05-02	出向復帰後初めて到来する賃金支払日に支払われる賃金に、出向中の賃金が含まれている場合は、出向復帰後1か月目の賃金をどのように計算すればよいのでしょうか。	<p>出向中の賃金が含まれている場合は、当該賃金はいずれに、出向中の賃金が含まれていない最初の賃金支払日の属する月以降に支払われた6か月間の賃金を比較に用います。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○出向期間:令和8年4月16日～令和9年4月15日 ○賃金締切日:月末 ○賃金支払日:翌月16日 <p>この場合、出向復帰後初めて到来する賃金支払日は令和9年4月16日となりますが、支払われる賃金は令和9年3月1日～3月31日までの出向期間の賃金であるため、出向復帰後1か月目の賃金には用いません。</p> <p>また、翌月の賃金支払日に支払われる賃金についても、令和9年4月1日～4月30日までの賃金であり、出向期間が含まれているため、当該賃金についても出向復帰後1か月目の賃金には用いません。</p> <p>そのため、さらに翌月の賃金支払日である、令和9年6月16日の属する月以降の6か月間(令和9年6月～令和9年11月)のそれぞれの賃金と、出向前の賃金を比較することになります。</p>
05-03	出向復帰後6か月間の賃金のうち、出向前賃金と比較して5%以上上昇していない月が一月でもあった場合は、助成対象とならないのでしょうか。	<p>原則、6か月間の全ての月において5%以上上昇していない場合は、助成対象となりません。</p> <p>ただし、事業主都合以外の理由による労働者の休業、退職、離職により賃金上昇確認期間を6か月間確認できない場合については、労働日数が著しく少ない等の比較を行う事が適当でない月を除き、いずれの月においても5%以上上昇させていけば支給対象になり得ます。</p> <p>なお、賃金の算定の対象となる期間の労働日数が著しく少ない等、比較を行うことが適切ではない場合には、「労働日に通常支払われる賃金の額」に「所定労働日数」を乗じ、毎月決まって支払われる諸手当(時間外手当及び休日手当を除く。)を足し合わせ毎月決まって支払われる賃金を算出することも可能です(6か月間の全ての月においてこの方法により比較する場合は、少なくとも1か月において、当該賃金が実際に支払われていることが賃金台帳等で確認できる場合に限ります)。</p>
05-04	「毎月決まって支払われる賃金」を5%以上上昇させる代わりに、「毎月決まって支払われる賃金」以外の諸手当等の額を引き下げました。この場合助成対象となりますか。	合理的な理由なく、毎月決まって支払われる賃金以外の諸手当等の額を引き下げ、毎月決まって支払われる賃金の額を引き上げる場合は助成対象となりません。また、出向復帰後に、毎月決まって支払われる賃金を上昇させた後、合理的な理由なく引き下げる場合も助成対象となりません。
05-05	出向復帰後に賃金を5%以上上げる要件には定期昇給による賃上げも含まれますか。	含まれます。

(06) 助成対象、助成内容

設問番号	設問	
06-01	助成額の計算方法を教えてください。	<p>出向労働者1人あたりの助成額算定にあたっては以下のイ(【出向元事業主】と【出向先事業主】を合算した額)とロを比較します。イのほうが低い場合は、以下【出向元事業主】及び【出向先事業主】でそれぞれ算出される金額となります。ロのほうが低い場合は、出向労働者の出向中の賃金のうち、出向元事業主と出向先事業主が負担した割合に応じて、1人1日あたり8,870円を按分して算出される金額となります。</p> <p>イ 【出向元事業主】 (支給対象期間中の対象労働者の賃金に対して出向元事業主が負担した額)×1/2(中小企業の場合は2/3)</p> <p>【出向先事業主】 (支給対象期間中の対象労働者の賃金に対して出向先事業主が負担した額)×1/2(中小企業の場合は2/3)</p> <p>ロ 雇用保険の基本手当日額の最高額(8,870円※)×(支給対象期間の実労働日数) ※令和7年8月1日現在額であり、雇用保険の基本手当日額が改正にあわせて変更されます。 また、これらの計算については、支給申請書類の「様式第6号(4)支給対象労働者別支給額算定調書」1③～⑧欄により求めることができます。</p>
06-02	1人の出向労働者が助成を受けられる限度となる期間はありますか。	<p>一の計画届における対象労働者の助成金の支給対象となる期間は、当該対象労働者の出向開始日から起算して1年が経過する日(当該日までに出向が終了する場合は当該出向の終了日)までの期間となります。</p> <p>また、助成金の支給は、1人あたり1回までです。</p>
06-03	支給限度額はありますか。	<p>本助成金の支給額は、同一の事業所につき一の年度に1,000万円までとなります。</p>
06-04	本助成金の支給を700万円受けた後に、同一の年度にさらに500万円分の支給申請書を提出した場合、支給を受けることができますか。	<p>同一の事業所につき一の年度に1,000万円までのため、この場合300万円の支給を受けることができます。</p>
06-05	支給対象期間中の対象労働者の賃金に社会保険料・労働保険料の事業主負担分は含まれますか。	<p>社会保険料・労働保険料の事業主負担分は含まれません。</p>
06-06	支給対象期間中の対象労働者の賃金には、毎月支給される通勤手当・住居手当・残業代を含めてよいでしょうか。	<p>臨時に支払われた賃金と3か月を超える期間ごとに支払われる賃金は除いた、支給対象期間中の対象労働者に支払われた賃金が対象となります。</p> <p>そのため、通常、通勤手当・住居手当・残業手当は支給対象期間中の賃金に含まれます。その他諸手当につきましては、管轄する都道府県労働局又はハローワーク(お問い合わせ先は、産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)HPの「助成金の支給申請窓口の一覧」をご参照ください。)ご相談ください。</p>
06-07	業務提携先の事業所に出向する場合は助成金の対象となりますか。	<p>労働者のスキルアップを目的とした出向である場合は、業務提携先の事業所への出向も対象となり得ます。なお、本助成金は、労働者のスキルアップを目的とした出向が助成対象になること(雇用調整・経営指導・技術指導・人事交流を目的とした出向は助成対象外になること)に留意してください。また、資本的、経済的、組織的関連性等からみて、出向元事業主と出向先事業主との間で独立性が認められない場合は支給対象となりません(具体的な判断方法は設問番号02-08を確認してください。)。詳しくは、労働局やハローワークにお問い合わせください。お問い合わせ先は、産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)ホームページの「助成金の支給申請窓口の一覧」をご参照ください。</p>
06-08	出向労働者が出向先事業所での業務をテレワークで行う場合は助成対象となりますか。	<p>出向先事業所での勤務形態(在宅勤務、リモートワーク、職場勤務等)によって助成の対象が否かを判断することはありませんが、支給申請書の審査においては、労働者の賃金等の支払証明を含む勤務の実績を確認することになります。</p>

(06) 助成対象、助成内容

令和8年4月8日版

設問番号	設問	
06-09	同一法人間の出向も、出向元事業所と出向先事業所の雇用保険適用事業所番号が異なる場合は助成対象となりますか。	産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)は、事業所から他の事業主の事業所への出向が助成対象となりますので、同一法人間(同一事業主間)での出向は雇用保険適用事業所番号が異なっても助成対象とはなりません。
06-10	就業規則に規定されていない諸手当について、出向元事業主または出向先事業主が出向労働者に賃金(社会保険料は除く)として支払った(負担した)額に含めてよいでしょうか。	就業規則に規定されていない諸手当であっても、出向期間中に支払われた賃金に含めて申請出来る場合があります(臨時に支払われた賃金及び3か月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く。)ので、管轄する都道府県労働局又はハローワークまでご相談ください。
06-11	特別休暇(有給休暇を除く。)を取得した日は、労働日として助成対象となりますか。	特別休暇については、会社ごとの独自の制度であり、福利厚生要素が強いため、有給か無給かによらず労働日に含まれません。

(07) 手続き、提出書類等

設問番号	設問	
07-01	出向実施計画届は事業所ごとの届出ですか。あるいは法人ごとの届出ですか。出向先が複数ある場合は、計画届をそれぞれ作成する必要がありますか。	出向実施計画届は出向元事業所ごとに届出してください。出向元事業所が同一であれば、出向先事業所が複数ある場合も出向実施計画届は同一で、出向先事業所ごとに様式第1号別紙を作成します。
07-02	出向実施計画届はいつまでに提出する必要がありますか。	出向元事業主は、初回の出向開始日の前日※(可能であれば2週間前までを目途)までに、出向実施計画届を提出する必要があります。 ※天災その他当該期日までに提出しなかったことについてやむを得ない理由があるときは、当該理由のやんだ後1か月以内
07-03	出向実施計画届に記載できる対象労働者の出向時期を教えてください。	「出向先事業所別調書」(様式第1号別紙)の②欄に記載できる対象労働者は次の①または②に該当する者となります。 ①出向開始日が計画届の提出日から起算して3か月以内の者 ②出向終了日が、①に該当する者のうち出向開始日の最も遅い者の出向開始日から起算して12か月以内の者
07-04	スキルアップ計画は出向労働者ごとに作成する必要がありますか。	スキルアップ計画は出向労働者ごとに作成する必要があります。ただし、複数の出向労働者について、以下のイからハがすべて同一である場合は、一のスキルアップ計画にまとめることができます。 イ 出向先事業所 ロ 出向先事業所において従事する業務 ハ 出向の実施により新たに得るスキルの今後の事業拡大への活かし方
07-05	産業雇用安定助成金の申請(スキルアップ支援コース)には、どのような書類が必要ですか。添付書類も教えてください。	助成金を受給しようとするときには、以下の書類が必要です。 ◆計画時に必要な書類 ①様式第1号 出向実施計画(変更)届 ● ②様式第1号別紙 出向先事業所別調書◎ ③様式第2号 出向実施計画(変更)届(出向先事業主) ● ④様式第3号 スキルアップ計画 ◎ ⑤様式第4号 出向先事業所の雇用状況に関する証明書 ◎ ⑥様式第5号 出向に係る本人同意書 ◎ ⑦確認書類(1) 出向協定書 ◎ ⑧確認書類(2) 事業所の状況に関する書類 ◎ ⑨確認書類(3) 出向契約に関する書類 ◎ ● 計画時及び変更時に必ず提出が必要な書類 ◎ 計画時に提出した後は、内容に変更があった場合に提出する書類(出向協定書は失効した場合に改めて提出すること) ◆支給申請時に必要な書類 ①様式第6号(1) 支給申請書 ● ②様式第6号(2) 出向元事業所賃金補填額・負担額等調書● ③様式第6号(3) 出向先事業所賃金補填額・負担額等調書● ④様式第6号(4) 支給対象者別支給額算定調書(共通) ● ⑤様式第7号(1) 出向実施結果報告書(出向元事業主) ● ⑥様式第7号(2) 出向実施結果報告書(出向労働者) ● ⑦共通要領様式第1号 支給要件確認申立書 ● ⑧支払方法・受取人住所届 ※ ⑨確認書類(2) 事業所の状況に関する書類 ● ⑩確認書類(4) 出向の実績に関する書類 ● ⑪確認書類(5) 対象労働者に該当することの確認のための書類● ⑫確認書類(6) 出向終了後の状況の確認のための書類● ⑬確認書類(7) 出向復帰後の賃金が上昇していることの確認のための書類● ● 必ず提出する書類 ※ 該当する場合に提出する書類
07-06	支給申請は、事業所ごとの申請ですか。あるいは法人ごとの申請ですか。	出向元事業所ごとに申請してください。

(07) 手続き、提出書類等

令和8年4月8日版

設問番号	設問	
07-07	支給申請期限はありますか。	支給申請書は出向復帰後の初回の賃金支払日の属する月以降の6か月間における最後の賃金支払日の翌日から起算して2か月以内に提出する必要があります。なお、申請の期日の末日が行政機関の休日である場合は、その翌開庁日が期日となります。
07-08	支給申請書などの様式はどこでらえますか。	産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)の支給申請書類は、管轄する都道府県労働局又はハローワーク(お問い合わせ先は、産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)ホームページの「助成金の支給申請窓口の一覧」をご参照ください。)の助成金担当窓口で直接様式を配布しているほか、厚生労働省のホームページからダウンロード(WORD又はEXCEL)できます。
07-09	出向実施計画届や支給申請書の書き方は何を参考にしたいですか。	受給のために必要となる手続きなどをまとめた「産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)ガイドブック」に出向実施計画届や支給申請書などの記載例を掲載しておりますので、参考にしてください。または、都道府県労働局及び管轄ハローワーク(お問い合わせ先は、産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)ホームページの「助成金の支給申請窓口の一覧」をご参照ください。)にお問い合わせください。
07-10	社会保険労務士が代理申請する場合に委任状が必要ですか。	社会保険労務士が提出代行する場合は不要です。なお、支給申請事業主の事業所の従業員が申請書等の提出のみを行う場合も不要ですが、内容の修正を行う場合は委任状が必要です。
07-11	労働者代表選任届の代表者の選任方法を教えてください。	労働者代表選任届の代表者の選任方法は、労使で話し合い決めることが適切です。
07-12	会社の所在地は、〇〇県〇〇市ですが、助成金の詳しい問い合わせや支給申請はどこに行えばいいですか。	助成金の問い合わせについては、事業所所在地を管轄する都道府県労働局又はハローワーク(お問い合わせ先は、産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)ホームページの「助成金の支給申請窓口の一覧」をご参照ください。)へお問い合わせください。 なお、出向実施計画届の提出及び支給申請の手続きは出向先事業所の事業主が作成した書類も併せて、出向元事業所の事業主が行うこととなりますので、出向実施計画届の提出及び支給申請の手続きは出向元事業所を管轄する労働局又はハローワークに行っていたこととなります。出向先事業所の事業主は作成した書類を出向元事業主に渡してください(出向先事業主が作成した書類に係る申請主体は出向先事業主ですが、出向元事業主を使用者として申請することとなります)。また、提出した申請書類に関して問合せをする場合は、提出先の労働局又は管轄ハローワークに問合せをしてください。
07-13	支給申請を行った後、助成金が支払われるまでにどれくらいかかりますか。	適切に必要な審査を行ったうえで、可能な限り速やかに支給決定ができるよう努めてまいります。なお、申請書類に不備等がある場合には申請内容の確認に時間を要しますので、ご承知お祈いします。
07-14	出向実施計画届や支給申請書は、労働局やハローワークに出向いて提出しなければなりませんか。郵送やオンラインで提出できますか。	労働局又はハローワーク(お問い合わせ先は、産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)ホームページの「助成金の支給申請窓口の一覧」をご参照ください。)の助成金窓口で受け付けているほか、郵送やオンラインでも受け付けています。郵便を受け付けている窓口については、厚生労働省ホームページの郵送受付窓口一覧を参照してください。郵送した場合、郵送の費用は事業主のご負担になります。オンラインで出向実施計画届の提出および支給申請を行う場合は、下記のURLからご利用ください。 【雇用関係助成金ポータル】 https://www.esop.mhlw.go.jp/
07-15	支給申請書を提出した後、労働局やハローワークから連絡や調査があるのでしょうか。	提出した書類について、確認のご連絡をすることがあります。また、適正な支給を推進する観点から事業所への立入検査を行うことがありますのでご協力をお願いします。
07-16	支給申請の結果はどのように連絡がきますか。	支給決定または不支給決定の通知書を出向元事業所及び出向先事業所それぞれにお送りします。
07-17	助成金はどのように受け取るのですか。出向元事業主と出向先事業主にそれぞれ支給されるのでしょうか。	出向元事業主と出向先事業主に支給決定された額が、出向元事業主と出向先事業主が届け出た口座にそれぞれ振り込まれます。

(07) 手続き、提出書類等

令和8年4月8日版

設問番号	設問	
07-18	出向の予定が出向実施計画届の内容から変更になりました。何か手続きは必要ですか。	出向実施計画届から出向の予定が変更になった場合について、計画の範囲内での出向期間の短縮等の場合、変更届は必要ありません。ただし、出向先事業所の変更、出向労働者の変更、出向労働者数の増加、出向期間の延長、資金類型及びスキルアップ計画の記載内容の変更があった場合は変更が生じる日のうち最も早い日から起算して3か月前の日から当該変更が生じる最も早い日の前日までに変更届を提出してください。ただし、変更届に記載できる対象労働者についても、出向実施計画届と同様に設問番号07-03の①又は②に該当する対象労働者に限ります。この際の「出向開始日」は「変更の生じる日」と読み替えます。
07-19	変更届を提出する際に、併せて提出が必要な書類はありますか。	「産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)ガイドブック」の「計画届(変更届)に必要な書類」に示す書類の提出が必要です。また、出向実施計画届の変更の理由が、出向労働者数の増加又は出向期間の延長である場合で、対象労働者の出向終了日が設問番号07-03の②の審査対象期間を超える変更を行う場合、出向先事業主について設問番号02-04の雇用量要件の確認を行います。
07-20	土日祝や年末年始が申請期限の場合、いつまでに申請書を提出すればいいでしょうか。	出向実施計画届の提出及び支給申請の申請期限の末日が行政機関の休日(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日)に当たる場合は、その翌開庁日が申請期限となります。
07-21	相談や申請手続きは、各都道府県の(公財)産業雇用安定センターが窓口になりますか。	都道府県労働局又はハローワークが窓口となります。相談や申請手続きは管轄の都道府県労働局又はハローワーク(お問い合わせ先は、産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)ホームページの「助成金の支給申請窓口の一覧」をご参照ください。)にお問い合わせください。
07-22	各種申請書類や添付書類について、資料が多数あるためCSVやデータでの提出でもよいでしょうか。	各種申請書類や添付書類の一部については、ファイル(txt、csv、PDF)が入ったCDまたはDVDでご提出いただけます。詳細は産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)ホームページまたはガイドブックをご覧ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00012.html
07-23	出向実施計画届の提出または支給申請書の申請に必要な添付書類は全て原本を提出する必要がありますか。	添付書類は、写しで差し支えありません。 ※写しについては、原本から転記及び別途作成したものではなく、根拠法令に基づき、実際に使用者が事業場ごとに作成し、記入しているもの、または原本を複写機を用いて複写したものとしてください。
07-24	出向に係る本人同意書について、本人が同意書に署名しない場合は、申請できないのでしょうか。	出向に係る本人同意書については、出向労働者の自署が必要となります。同意を得ていない出向労働者については産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)の助成対象となりません。
07-25	出向実施計画届を提出後に労働局やハローワークから受領書等は送付されますか。	出向実施計画届の提出後に労働局やハローワークから受領した旨の書類の送付は行っておりませんが、書類の不備等により受理できない場合は、出向計画届不受理通知書をご通知させていただくことがあります。
07-26	出向元事業主および出向先事業主双方とも支給要件を満たすものの、いずれかが助成金の支給申請を行わずに、出向元事業主または出向先事業主の一方のみが助成を受けることはできますか。	支給申請書の支給申請金額欄に「0」を記載して申請することができます。ただし、一方のみ助成を受ける場合であっても、双方とも支給要件を満たす必要があることから、助成を希望しない事業主についても、必要な書類を作成・提出する必要があります。また、出向元事業主が助成を希望しない場合であっても、出向実施計画届及び支給申請書類の提出は、出向元事業主が行うこととなります。

(08) その他

令和8年4月8日版

設問番号	設問	
08-01	労働者のスキルアップを在籍型出向により行いたいが出向先が見つからない場合、どこに相談したらいいですか。	(公財)産業雇用安定センターでは、47都道府県に設置した地方事務所において企業間の出向マッチングを無料で行っていきます。詳しくは、 http://www.sangyokoyo.or.jp/ をご覧ください。
08-02	産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)の手続きに必要なので、金融機関の暗証番号を教えてくださいという電話がかかってきたのですが、どうしたらよいですか。	産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)の支給に関して、厚生労働本省、都道府県労働局、ハローワーク以外から直接お電話や訪問をすることはありません。産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)の申請手続き後、申請内容の確認のために厚生労働本省、都道府県労働局、ハローワークから、電話をさせていただく場合がありますが、この場合であっても事業主の金融機関の暗証番号を聞くことなく、手数料などの金銭を求めることもありません。不審な電話や訪問には十分ご注意ください。
08-03	産業雇用安定助成金(災害特例人材確保支援コース)との違いについて教えてください。	産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)は労働者のスキルアップを目的として行われる在籍型出向を助成対象としており、令和6年能登半島地震の影響を受けた事業主による雇用維持を目的とした在籍型出向を助成対象としている産業雇用安定助成金(災害特例人材確保支援コース)とは異なります。
08-04	他の雇用関係助成金との併給はできますか。	産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)は、支給対象期間において、同一の賃金の支出について、他の雇用関係助成金を受給している場合は支給対象となりません。 ※併給調整の対象となる雇用関係助成金の詳細は、以下をご覧ください。 雇用関係助成金共通要領0304 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index_00018.html
08-05	産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)は課税対象となりますか。	産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)を受給する事業主が法人の場合は法人税、個人事業主の場合は所得税の課税対象となります。
08-06	「出向に係る本人同意書」を事業主から渡され、サインするよういわれましたが、当該出向について事業主から説明を受けておらず、承諾をしていません。この場合、どこに相談すればよいでしょうか。	出向についての説明を受けずに承諾を強要させられたなど、事業主の対応が適切でないと感じられた場合は、必要に応じて、まずは都道府県労働局総合労働相談コーナー(個別労働紛争解決制度に関する窓口)へご相談ください。
08-07	出向元事業所や出向先事業所が出向期間中に別の事業主に事業譲渡された場合は、産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)の申請はできないのでしょうか？	雇用保険の適用上、事業譲渡を受けた事業主が同一の事業主として扱われる場合は、新事業主が引き続き産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)の申請をすることができます。詳細は、事業所所在地を管轄する都道府県労働局又はハローワーク(お問い合わせ先は、産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)ホームページの「助成金の支給申請窓口の一覧」をご参照ください。)へお問い合わせください。